

令和 6 年 12 月 26 日

富士川町長 望 月 利 樹 様

富士川町森林環境譲与税
活用検討委員会
委員長 増 原 俊 郎
(公 印 省 略)

令和 6 年度森林環境譲与税の活用に関する検討結果について(報告)

昨年 11 月 1 日に、森林環境譲与税活用検討委員会(以下、「検討委員会」という。)が創設され、15 人の委員が委嘱、または、任命を受け、その趣旨に則り、森林環境譲与税(以下、「譲与税」という。)の活用について検討してまいりました。

森林環境譲与税は、市町村による森林整備等の新たな財源として、令和元年度に譲与が始まり、昨年度は、税の配分割合等骨格が示されたことにより、推進を図るための論議を始めたところです。

本年度は、譲与税の譲与基準が見直され、森林面積の割合が多くを占める本町にとってもその配分が大きくなりました。

このような背景に加え、本年度から森林環境税の課税が本格的に開始されたことに伴う住民の関心の高まりを踏まえて、当該譲与税の活用について検討した結果をまとめましたので、報告します。

●検討の経緯

令和 6 年 9 月 27 日 令和 6 年度第1回検討委員会

10 月 31 日 第 2 回検討委員会

●検討結果

I 新中学校校舎建設事業への充当について

木は、柔らかで温かみがあり、室内の湿度変化を緩和させるなど、快適性を高める優れた性質を備えていることから、積極的な木材の使用により、快適な教育環境をつくることが期待されます。

こうしたことから、校舎建築には、できるだけ森林環境譲与税を充当して、施設の木質化を図っていくべき、ということは委員全員の一致した意見となりました。

ただし、限られた森林環境譲与税を効果的に利用するには、図書室に集中して使ってほしいという意見が複数ありました。また、税が創設された趣旨を踏まえて、森林環境に関する教育と併せた事業展開が望ましいという意見が多数ありました。

新中学校校舎建設事業の担当部署の新中学校開校検討委員会の施設部会や、学校における学習計画の検討の際に、本委員会からの意見を検討材料として活用していただき、森林環境譲与税の充当が意義あるものとなりますよう、事業を進めていただきたいと考えております。

【主な意見】

- できるだけ地元の木を活用し、木の温もりを感じられる施設にする。
- より良い教育環境のため、できる限り森林環境譲与税を充当する。
- 躯体の鉄筋コンクリートはやむを得ないが、内装にはふんだんに木を使用する。
- 多くの生徒が利用する図書室に絞った活用を提案する。木を活かした室内装備、木製の書架、机、椅子など、木を身近に感じられるような親しみのある空間をつくる。
- 充てられるだけ、図書室整備に充ててほしい。図書室は多目的化せずに落ち着いた環境で思索してほしい。
- 地球温暖化防止への意識の醸成を図る学習を実施する。
- カーボンフットプリント(※)の観点から、町内事業者による伐採、製材、加工が望ましい。

※商品・サービスのライフサイクルの過程で排出された温室効果ガスの量をCO₂量に換算して表示することを「カーボンフットプリント」という。

- 生徒、保護者、地元の人などが関わって、校舎で使う木製備品の製作を行う。
- 職業体験として、生徒が建築の工程を学ぶ機会を設ける。
- 森林整備の学習として、間伐体験を実施する。
- 森林の持つ公益性を教える学習の機会を設ける。
- 校舎建設時のみならず、継続的に校舎への木材利用の意義を学習活動の中で伝えていく。

Ⅱ 子育て支援に関する事業への充当について

かつて、森林は、貴重な資源として、人々の暮らしにかかせないものであり、日常の中に身近な存在として息づいていました。時代は変わり、その必要性や重要性への理解が失われつつある現代において、子どもたちや子育て世代に、身近な森林の持つ公益的機能の重要性を伝え、森林を大切な資源として、次世代に継承していく必要があります。

このような観点から、子育て支援事業に充当することについて、多くの賛成意見が寄せられました。

しかし、事業を開始するにあたっては、入念にニーズ把握を行い、実証事業により、効果の検証をしてから、開始することが望ましいとの意見もありました。

これを受けて、本年度は、主に保育に係る職員にニーズ調査を行い、次年度に実証的な事業を行うことで子どもたちや保護者へのニーズ確認に繋げていくこととしました。

【主な意見】

- 児童センターや保育園のシンボルとなるような木製大型遊具を設置する。
- 間伐材を使用して、木工作品づくりのワークショップを実施する。
- ふるさと自然塾を活用した森林学習を推進する。
- 子育て世代が何を望んでいるのか把握するために、ニーズ調査や実証事業を実施してから、事業を開始することが望ましい。
- 町内の方に出産祝として、安全な木のおもちゃを贈呈する。
- 木育スペースを公共施設内に設置する。

○はくばく文化ホールのイベント等との連携事業を実施する。

○保育所や児童センターに木製の絵本収納ラックや机を設置し、子どもたちが木に触れる機会を創出する。

○木材の活用にあたっては、町産材を優先して事業を実施する。

Ⅲ 令和 7 年度以降の活用事業について

新中学校の校舎建設に係る基金の積み上げを終える令和 8 年度以降の将来的な譲与税の活用施策を有意義かつ効果的なものにするためには、早期に今後の活用についての検討を始めることが求められます。

森林資源が豊富な本町において、森林やそこから採れる木材を町の貴重な財産と認識した上で、林業事業者への支援策や獣害防除策への充当についても検討する必要があるとともに、災害時にその森林が地域に被害を与えないようにするために、重要なインフラ設備周辺の森林については特に適切な整備が求められます。

また、新たな公共施設の建設や既存の施設の改修の際には、町産材の活用を念頭において計画的に譲与税を活用することも望まれます。

【主な意見】

○重要インフラ設備周辺にある森林の危険性箇所について、当該設備管理者と協議を行い、今後の災害対策に係る事業の検討を行うこと。

○林業事業者に安全装備等を補助することによる支援策を検討すること。

○新たに建設や改修を予定している公共施設についても木質化を図っていくこと。